

NEWS(PRESS) RELEASE

令和4年 5月27日

志摩市 市民生活部 人権市民協働課

タイトル	～行政と協働によるまちづくり～ 市民活動団体から協働事業の提案を募集
概要	－志摩市協働事業提案制度 7月29日まで提案募集－ 市では、ボランティア団体やNPO法人などの団体を対象に、6月1日から6月30日までを事前相談期間、7月1日から7月29日までを募集期間として、「志摩市協働事業提案制度」にかかる事業を募集します。 <u>この制度は、団体の持つ専門性や柔軟性を生かし、市と協働して事業を実施することにより、社会的課題や地域課題の解決を図り、さらには、地域づくりを行う多様な担い手の育成にも繋げたいという思いから実施するものです。</u> 〈対象団体・対象事業〉 対象団体：市内に事務所及び活動場所を有する市民活動団体等（自治会、NPO法人、ボランティア団体、公益法人、事業者（営利を目的としない社会貢献活動を行う場合に限り）、その他市内で公益活動を行う団体） 対象事業：市民活動団体等が自ら設定した課題に基づき提案する市民提案型協働事業 1団体1事業の提案 ※注意：本制度は、新たな協働事業を市民からの提案に基づいて実現させようというものであり、既存の活動は提案の対象となりません。ただし、既存の事業を市との協働によりレベルアップさせるなど、事業の新規性や効果の拡大が見込まれるものであれば、提案の対象となります。 対象団体・対象事業には要件がありますので、募集要項をご確認ください。募集要項は、市ホームページからダウンロードをしていただくことができ、人権市民協働課にも設置します。 〈応募から事業実施までの流れ〉 ① 事前相談期間：令和4年6月1日（水）～6月30日（木） ※申請を考えている場合は、こちらの期間中にお問い合わせください。 ② 募集期間：令和4年7月1日（金）～7月29日（金）※必着 ③ 提出先・方法：市民生活部 人権市民協働課（市役所1階3番窓口）





	持参、メール、郵送、FAX ④ 事前調整・協議：市の担当課と提案内容を確認し、役割分担など、事前協議 ⑤ 審査会での選定：令和4年10月頃 プレゼンテーション方式 ⑥ 審査結果の発表：団体への通知及びホームページ等での公開(10月頃) ⑦ 協働事業の実施：令和5年度 (令和5年4月～令和6年3月までに事業実施するもの) 市の担当課と協定書を締結し、事業を開始
参 考 H P	志摩市ホームページ https://www.city.shima.mie.jp/
お問 合 せ 先	志摩市役所 市民生活部 人権市民協働課 担当者：福村 TEL 0599-44-0227 FAX 0599-44-5260 E-mail jinkenshimin@city.shima.lg.jp